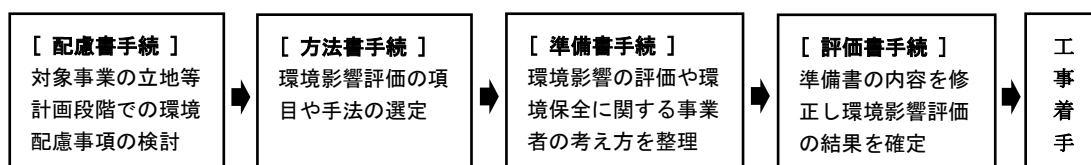


滋賀県環境影響評価条例の一部改正について

- 環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発を行う際に事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に調査、予測、評価し、その結果を公表して住民や地方公共団体などから意見を聴き、より環境に配慮した事業とするための制度である。
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）では、規模が大きく、環境への影響の程度が著しいものとなる規模の事業を対象にアセス手続等が定められており、本県では地域特性等を踏まえ、法対象とならない規模の一部の事業についても、滋賀県環境影響評価条例（平成10年条例第40号。以下「条例」という。）によりアセス手続等を定めている。

【環境影響評価手続（アセス手続）の流れ】



- 令和4年4月1日付で施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第54号。以下「改正温対法」という。）では、県の定める環境配慮基準（再エネ種ごとに設定）に基づき設定された「促進区域」内で計画される地域脱炭素化促進施設（再エネ施設）の整備に係る事業（市町が認定した地域脱炭素化促進事業計画に従って行われるもの。以下、「認定地域脱炭素化促進事業」という。）について、法に基づく計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）の手続を省略する特例が定められた。
- 今般、このような国の動向を踏まえ、法と同様に条例についても、認定地域脱炭素化促進事業に係る配慮書の手続を省略するため、条例の一部改正を行う。

※県の定める環境配慮基準については、今年度、太陽光発電について滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会で審議中。

1 法に基づく手続

① ②以外の事業



②認定地域脱炭素化促進事業



<促進区域内において配慮書手続が省略可能とされている理由>

- ・配慮書手続は、事業の初期段階として、対象事業の位置や規模の設定など、計画段階での環境配慮事項を検討する段階とされている。
- ・認定地域脱炭素化促進事業は、配慮書手続の趣旨である立地選定に当たり一定の環境配慮がなされていることから、その手続を要しないこととされている。

2 条例改正のイメージ

① ②以外の事業



② 認定地域脱炭素化促進事業



【検討事項】

法と同様に条例についても**配慮書手続を省略**（方法書以降の手続は必要）

3 スケジュール（予定）

令和5年度

| | 滋賀県環境影響評価条例の一部改正【環境政策課】 | 環境配慮基準（県基準）の作成【CO ₂ ネットゼロ推進課】 |
|--------|---------------------------|--|
| 4～7月 | | 滋賀県 CO ₂ ネットゼロ社会づくり審議会第1回（5月） |
| 8～9月 | | 第2回審議会（8月） |
| 10～11月 | 滋賀県環境審議会企画部会において審議（10/23） | 第3回審議会（10～11月） |
| 12～1月 | パブリックコメント | パブリックコメント |
| 2～3月 | 県議会に議案上程、制定（公布の日から施行） | 基準の作成（滋賀県 CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画別冊の策定） |